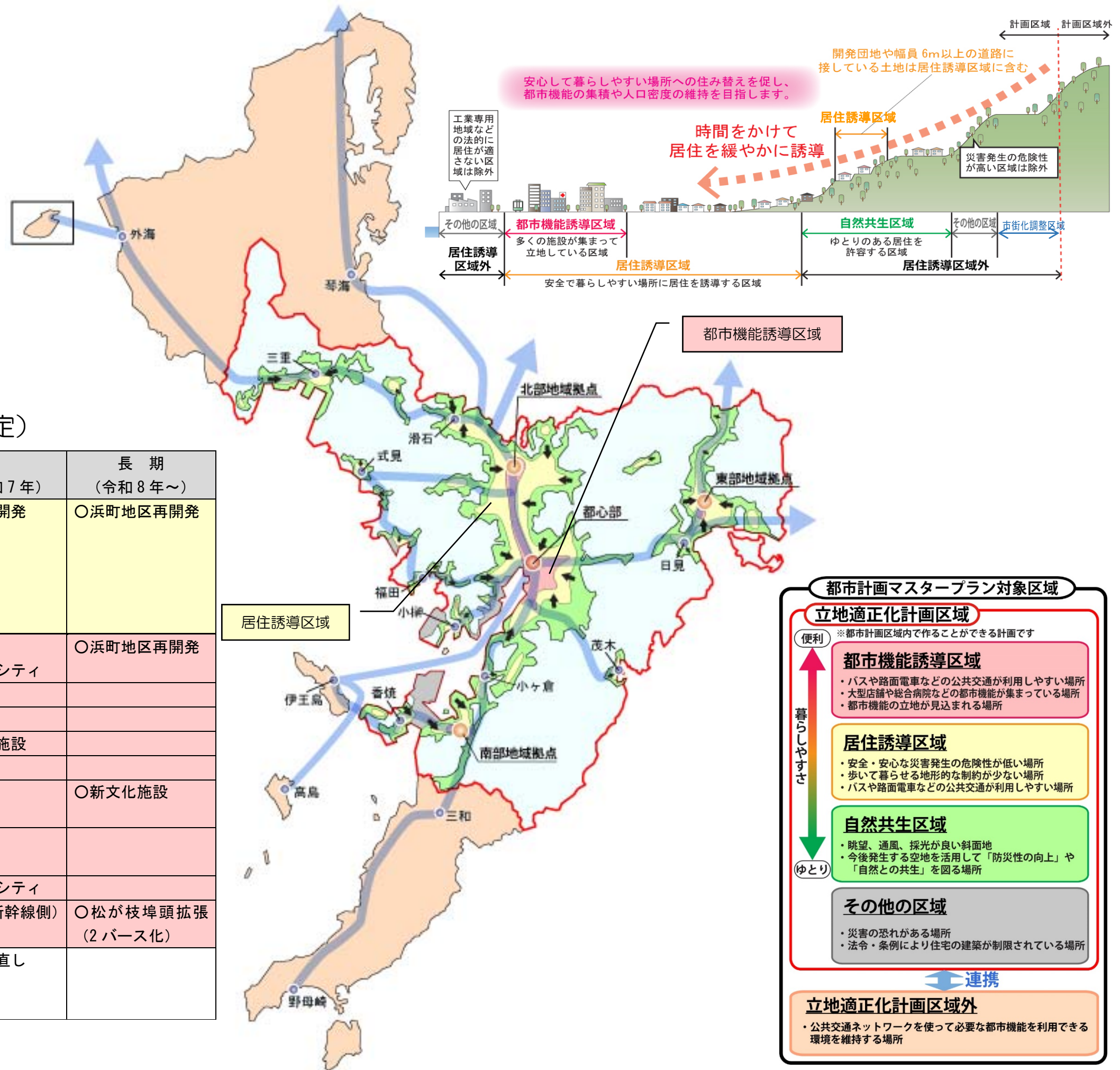


長崎市立地適正化計画による取組み（誘導施策）

長崎市では、「長崎市立地適正化計画（平成30年4月策定）」を踏まえ、人口減少が進んでも、暮らしやすいまちであり続けるため、長崎市が目指すまちの形「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の実現に向けて、様々な取組み（誘導施策）を進めています。

■主な取組み（誘導施策）と完成時期（予定）

区域	機能	短期 (平成28年～令和2年)	中期 (令和3年～令和7年)	長期 (令和8年～)
居住誘導区域	居住		○新大工町地区再開発 (240戸)	○浜町地区再開発
都市機能誘導区域	商業		○JR九州駅ビル ○長崎スタジアムシティ	○浜町地区再開発
	医療	○メディカルセンター		
	福祉			
	子育て		○中核子育て支援施設	
	教育			
	文化・交流		○交流拠点施設	○新文化施設
	行政	○新県庁、県警本部 ○新長崎警察署	○新市庁舎	
	運動		○長崎スタジアムシティ	
交通	○長崎駅新駅舎(在来線側)	○長崎駅新駅舎(新幹線側)	○松が枝埠頭拡張 (2バース化)	
共通	—	○都心部容積率一部緩和 ○公共交通総合計画策定	○用途地域全体見直し (規制緩和)	



都市計画マスタープラン対象区域

立地適正化計画区域

※都市計画区域内でできる計画です

都市機能誘導区域

- バスや路面電車などの公共交通が利用しやすい場所
- 大型店舗や総合病院などの都市機能が集まっている場所
- 都市機能の立地が見込まれる場所

居住誘導区域

- 安全・安心な災害発生の危険性が低い場所
- 歩いて暮らせる地形的な制約が少ない場所
- バスや路面電車などの公共交通が利用しやすい場所

自然共生区域

- 眺望、通風、採光が良い斜面地
- 今後発生する空地を活用して「防災性の向上」や「自然との共生」を図る場所

その他の区域

- 災害の恐れがある場所
- 法令・条例により住宅の建築が制限されている場所

↑ 暮らしやすい ↓ ゆとり

← 連携 →

立地適正化計画区域外

- 公共交通ネットワークを使って必要な都市機能を利用できる環境を維持する場所

長崎市立地適正化計画による取組み（都心部、都心周辺部）

令和（R）2年3月31日時点

